

J Rひがし労本部は、組合員との対話を通じて各種施策や安全問題のみならず、日頃から感じている福利厚生等を含めた労働条件に関する率直な意見や要望等を集約し本日、申7号として申し入れを提出しました。

【各種手当について】

1. 扶養手当を2,000円増額し、12,000円とすること。
2. 自動車等で通勤する社員に対する支給額について、「一利用区間の距離が5km未満の場合の月額2,000円」を廃止し、一利用区間の距離が10km未満の場合は3,700円とすること。
3. 乗務員手当のワンマン加給について以下のように中編成及び長編成の定額を追加すること。
 - (1)中編成 基礎額に220円、キロ額に3円を加える。
 - (2)長編成 基礎額に240円、キロ額に4円を加える。
4. 特殊勤務手当の種類に「繁忙期特別手当（仮称）」を新設し追加すること。なお、支給範囲をゴールデンウィーク及びお盆期間に設定する利用制限期間とすること。また、支給額を1日につき1,000円とすること。
5. 超過勤務手当の単価について以下のとおりとすること。
 - (1)B単価 1時間当り賃金額に135/100を乗じたもの
 - (2)D単価 1時間当り賃金額に140/100を乗じたもの

【住環境制度について】

1. 所有住宅援助金について以下のとおりとすること。
 - (1)10年以降を新設し、月額5,000円とすること。
 - (2)10年未満を月額5,000円増額し、月額10,000円とすること。
2. 賃貸住宅援助金の上限を5,000円増額し、20,000円とすること。
3. 所有住宅支援一時金を10万円増額し、30万円とすること。
4. 社宅利用者の制限を扶養親族の範囲の(2)18歳未満の子の対象期間満了までとすること。

【被服関係について】

1. 汗が目立たない色や素材を考慮したワイシャツ等を貸与すること。
2. 各業種に応じた業務用靴を支給すること。
3. 制服（ワイシャツ含む）のクリーニングに掛かる費用については会社が負担すること。
4. 業務用の合羽について素材等を改良したうえで各支社統一すること。

【その他】

1. 勤務確定後の年次有給休暇の取扱いについては必要日数の申請を承認すること。
2. カフェテリアプランのポイントを20ポイント加え、250ポイントとすること。また、年度末におけるポイントの残余分については次年度に繰り越せるようにすること。
3. リフレッシュ休暇について「表彰基準日の翌日から1年以内に1回限り5日以内」に改めること。

【エルダー制度について】

1. 賃金の種別に扶養手当を追加すること。なお、支給額等については会社基準として取り扱うこと。
2. 乗務エルダーの在籍箇所については、乗務エルダー専用の行路及び交番を設定すること。
3. エルダー社員の表彰に関する事項として、就業規則第138条第3項（運転無事故表彰等）を対象とすること。
4. エルダー社員として再雇用する場合は、ライフプランに謳われている再雇用までの流れのとおり、出向先等の提示及び再雇用契約の締結までの取扱いを遵守すること。

組合員一人1要求運動
に基づくと申し入れ提出!

申7号